平成２１年（フ）第２８４４号
福岡県春日市小倉４丁目168番地
債務者　稲永　直子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５０号
福岡市中央区小笹４丁目４番3535号
債務者　吉田小百合（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５３号
福岡県大野城市筒井１丁目８番１号
債務者　平田美枝子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８７１号
福岡市南区清水３丁目２番７―101号
債務者　居川　勝美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８７２号
福岡市南区清水３丁目２番７―101号
債務者　居川　房枝
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９９号
福岡県宗像市赤間４丁目６番10号ロフト・コートＡＫＡＭＡ201号
債務者　縄田　美恵
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０４号
福岡県宗像市稲元３丁目２番33―202号
債務者　日高実知代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０５号
福岡市南区桧原７丁目10番25―502号
債務者　豊田登榮子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０６号
福岡市博多区諸岡４丁目30番16―203号
債務者　川上　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０８号
福岡県糸島郡志摩町大字小富士1694番地の１
債務者　大賀　昭浩
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９２３号
福岡市博多区千代２丁目２番30―803号
債務者　高倉　麻美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９３４号
福岡市中央区平尾４丁目10番４号
債務者　清水　里美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４８号
福岡市南区弥永２丁目29番７号
債務者　隈本　容子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４９号
福岡県前原市潤１丁目16番17号
債務者　森山　隆子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６２号
福岡市南区中尾１丁目１番23―402号
債務者　吉田　正孝
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７２号
福岡市城南区茶山６丁目16番65―501号
債務者　有働　夕子（旧姓多鹿）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７５号
福岡市東区御島崎２丁目３番３―206号
債務者　升岡　勝己
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８６号
福岡市南区向野２丁目23番８号
債務者　三明千恵美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部